



2026年5月8日

各 位

会 社 名：株式会社トーシンホールディングス
代 表 者：管財人 石 田 雅 文
管財人 栗 田 口 太 郎
(コード：9444 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先：取締役兼管理部長 旭 萌々子
(TEL. 052-262-1122)

会社更生手続開始の申立て及び開始決定並びに再建計画の提示等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、本日、同裁判所にその申立てを行い（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）、本日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、当社の代表取締役である石田雅文及び申立代理人である弁護士栗田口太郎が管財人に選任されました。また、本日、同裁判所により調査命令が発令され、弁護士永沢徹が調査委員に選任されました。なお、会社更生手続の申立てをしたのは、当社のみであり、当社の子会社は会社更生手続開始の申立てをしておらず、その予定もありません。

会社更生法の下では、裁判所が選任した管財人に会社の事業経営権及び会社財産の管理処分権が専属するものとされております。したがって、当社は裁判所による監督と調査委員による調査の下で、管財人体制により再建を図り、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題に対処してまいります。

当社は、会社更生手続による関係者各位への影響を適切に抑えるべく、次の方針をとっております。

- ① 株主の皆様への影響を抑えるべく、できるかぎり上場維持を目指します。一般的には会社更生手続開始の申立てをした会社の株式は上場廃止の扱いを受けますが、当社は、後述する例外措置により、かかる上場廃止を避ける方針をとっております。すなわち、後述するとおり、当社株式は、2025年11月22日に特別注意銘柄の指定を受けていることから、今後の状況次第では上場が廃止される可能性が残りますが、管財人体制の下で内部管理体制の改善を進めることにより、できるかぎり特別注意銘柄の指定の

解除を目指し、上場維持を図る方針です。また、一般的に、会社更生手続においては、株式の全部の消却（いわゆる 100%減資）が実施されることがありますが、当社の会社更生手続においては、当社が発行する上場株式の全部の消却（100%減資）は実施しない方針です。

- ② 商取引債権者の皆様に対しては、債権カットをせず、従前の約定どおり債務をお支払いする方針です。当社は、この支払のために必要な運転資金を保有しておりますが、より安定的かつ円滑に再建を進めることができるよう、当社の取引金融機関である株式会社三井住友銀行から、本日付けで当座貸越枠の設定（いわゆる DIP ファイナンスの供与）を受けております。
- ③ 取引金融機関の皆様に対しては、長期分割弁済計画により、元本全額の弁済を目指す方針です。

詳細は、当社が本日公表いたしました「株式会社トーシンホールディングス 再建計画」について」をご参照ください。

上場維持に関する上記の事項について、以下のとおり補足いたします。東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の有価証券上場規程は、上場会社が「更生手続を必要とするに至った場合」を上場廃止基準（以下「本上場廃止基準」といいます。）に該当するものと定めていますが、その例外として、同規程第 601 条第 1 項第 3 号ただし書き及び同施行規則第 601 条第 3 項第 3 号に規定する再建計画の適時開示を行った場合には、本上場廃止基準に該当しないものとされています。当社は、東証に対し、同規程第 603 条第 1 項に規定する当社株式の再建計画等の審査に係る申請を行い、審査の結果、同規程第 601 条第 1 項第 3 号ただし書き及び同施行規則第 601 条第 3 項第 3 号に規定する再建計画に該当すると認められました。

したがって、当社は、会社更生手続開始の申立てをしたことを理由として上場廃止となることはありませんが、当社株式は、東証により、2025 年 11 月 22 日付で特別注意銘柄の指定を受け、内部管理体制の改善が求められておりますので、引き続き、今後の状況次第では、上場廃止になる可能性が残されております。

当社としては、引き続き、上場を維持すべく、内部管理体制の改善に向けて、注力してまいります。

関係者の皆様に多大なご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

今後は、裁判所から選任された管財人において、裁判所の監督及び調査委員の調査の下で、上記の基本方針に基づき、会社の再建に向けて最大限努力する所存でございますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 申立ての理由

当社は、2025年2月14日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信の訂正に関するお知らせ」及び2025年5月9日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社の子会社における会計不祥事を原因として、会計監査人による当社の有価証券報告書等に対する監査報告書の意見が不表明となり、内部管理体制等について改善の必要性が高いことが明らかとなった結果、2025年11月22日付けで、東証により、当社の株式が特別注意銘柄に指定されました。また、上記会計不祥事の発覚を受けた当社の決算訂正により、取引金融機関との間の借入契約のコベンツに抵触し、当社グループは、2025年8月以降、取引金融機関に対して、元本の返済猶予を依頼する状況に陥っております。

かかる状況下における当社グループの喫緊の課題は、一刻も早く上記会計不祥事に起因する一連の混乱に終止符を打ち、当社グループのガバナンス体制を改善するとともに、金融機関に対する有利子負債の返済計画を新たに策定するなどの施策を通じて、当社の経営体制と財務状態を安定化させることにあると考えております。そこで、当社は、事業価値の毀損を防止しつつ、安定的な再建を図るため、会社更生手続を利用することにより、事業の再建を目指すことといたしました。なお、繰り返すようになりますが、上述したとおり、会社更生手続の申立てをしたのは当社のみであり、当社グループの他の会社については、会社更生手続開始の申立てをしておらず、その予定もありません。

2. 負債総額（2025年4月30日現在）

15,991百万円（当社単体）

なお、上記の金額は今後訂正される可能性があります。

3. 今後の見通し

当社について、本日付けで東京地方裁判所より会社更生手続開始決定がなされ、当社の代表取締役である石田雅文及び申立代理人である弁護士栗田口太郎が管財人に選任されました。また、同裁判所より併せて調査命令が発令され、弁護士永沢徹が調査委員に選任されました。

管財人は、本日、当社について、商取引債権等に関する裁判所の弁済許可を取得しました。今後は、裁判所の監督及び調査委員の調査を受けながら、管財人の指揮の下、安定的な事業運営を維持し、当社の再建に向けて最大限努力する所存です。

なお、当社の更生手続に関する今後の予定は以下のとおりです。

- | | |
|------------------------------|------------------------------|
| (1) 管財人選任についての意見申述期間 | 2026年5月29日 |
| (2) 管財人の報告書(会社更生法84条1項)の提出期限 | 2026年7月8日 |
| (3) 更生債権等の届出期間 | 2026年7月8日 |
| (4) 認否書の提出期限 | 2026年8月7日 |
| (5) 更生債権等の一般調査期間 | 2026年8月14日から
2026年8月20日まで |
| (6) 更生計画案の提出期限(関係人) | 2026年8月31日 |
| (7) 更生計画案の提出期限(管財人) | 2026年9月7日 |

(注) 上記日程につきましては、今後の手続の進行によっては変更となる場合があります。

また、上述のとおり、当社株式は、東証により、2025年11月22日付で特別注意銘柄の指定を受け、内部管理体制の改善が求められており、今後の状況次第で上場廃止になる可能性があります。当社としては上場廃止とならないよう、内部管理体制の改善に向けて注力する所存です。

4. 有価証券上場規程第603条第1項に規定する再建計画等の審査に係る申請の有無

上述のとおり、当社は、有価証券上場規程第603条第1項に規定する当社株式の再建計画等の審査に係る申請を行い、審査の結果、同規程第601条第1項第3号ただし書き及び同施行規則第601条第3項第3号に規定する再建計画に該当すると認められました。

以上

(ご参考) 申立ての概要及び当社の現況

1. 申立ての概要

- (1) 申立日 2026年5月8日
- (2) 管轄裁判所 東京地方裁判所
- (3) 事件名 令和8年(ミ)第4号 会社更生手続開始申立事件
- (4) 申立代理人 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
弁護士 栗田口 太郎
同 佐橋 雄介
同 四十山 千代子
同 長谷川 稔 洋
同 佐藤 尋 哉
同 小原 久 嗣
同 廣瀬 周 平

2. 当社の現況

- (1) 商号 株式会社トーシンホールディングス
- (2) 本店所在地 愛知県名古屋市中区栄三丁目4番21号
- (3) 役員状況 代表取締役社長 石田 雅文
取締役 旭 萌々子
取締役 石田 ゆかり
取締役 奥村 竜 弥
取締役 深谷 隆 雄
監査役 加藤 悦 生
監査役(社外監査役) 鈴木 真 司
仮監査役(社外監査役) 大田 貴 之
会計監査人 監査法人アリア
- (4) 事業内容 連結子会社の統括、不動産賃貸事業、ゴルフ用品の販売及びゴルフ
レッスン施設の運営事業、飲料水の販売事業
- (5) 資本金 742,099,959円
- (6) 設立年月日 1988年4月30日
- (7) 大株主及び持株比率(2025年10月31日現在)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社ジェット	2,172,400	33.60
光通信KK投資事業有限責任組合	400,800	6.20
石田 信文	395,300	6.11
石田 ゆかり	305,200	4.72

トーシングループ従業員持株会	168,389	2.60
ソフトバンク株式会社	144,000	2.23
三井住友信託銀行株式会社	72,000	1.11
JP モルガン証券株式会社	67,400	1.04
光通信株式会社	65,300	1.01
株式会社オーレンジ	50,050	0.77

- (8) 株主総数 8,670 名 (2026 年 4 月 16 日現在)
- (9) 株式の状況 発行済株式総数：普通株式 6,536,800 株
- (10) 従業員数 40 名 (2026 年 4 月 30 日現在)
- (11) 労働組合 なし
- (12) 最近 3 年間の財政状態及び経営成績 (単体)

	2023 年 4 月期	2024 年 4 月期	2025 年 4 月期
純資産 (千円)	1,201,198	1,091,644	742,797
総資産 (千円)	14,534,315	16,016,388	16,734,415
1 株当たり純資産 (円)	185.78	168.85	114.90
売上高 (千円)	890,659	1,462,261	1,243,763
営業利益 (千円)	△93,254	412,052	162,364
経常利益 (千円)	△108,706	399,823	102,897
当期純利益 (千円)	△308,813	32,286	△222,999
1 株当たり当期純利益 (円)	△47.76	4.99	△34.49
1 株当たり配当金 (円)	24	22	10